

令和8年度 神奈川県高等学校奨学金奨学生募集案内（詳細版）

1 はじめに

- 神奈川県高等学校奨学金（以下「奨学金」といいます。）は貸付け（借金）です。
- 貸付けを受けた奨学生が借りたお金を返還することによって、次の奨学生（後輩）に貸付けをすることができます。
- 奨学金を借りるのは、保護者ではなく、高等学校等の生徒である皆さん自身です。申込みに当たっては、返還のことも考えて、必要な額を選択してください。
- 奨学金は1年ごとの貸付けです。翌年度も貸付けを受けたい場合は、改めて申し込む必要があります。また、貸付けや免除等の要件も見直しを行う場合がありますので、申し込む前に募集案内をよく確認してください。

2 奨学金の内容

(1) 募集人数

2,220人程度（予約採用・定期採用・随時採用の合計）

※ 奨学金の貸付けは選考により決定しますので、応募要件を満たしていても、応募者が多数の場合は、貸付けを受けられない場合や、(3)の貸付月額の加算を受けられない場合があります。

(2) 貸付月額（基本月額と加算額※） ※ 加算を希望する場合は申請が必要です。

学年及び学校区分により申込みができる基本月額が異なります。

学年	学校区分	基本月額 (円)					加算額 (円)	最大貸付 月額(円)
		10,000	20,000	30,000	40,000	50,000		
1年生 〔 新入生 に限る〕	国公立	10,000	20,000	30,000				30,000
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000	50,000		50,000
上記以外 の生徒	国公立	10,000	20,000				10,000	30,000
	私立	10,000	20,000	30,000	40,000		10,000	50,000

(3) 貸付月額の加算（1年生（新入生）以外が対象）

国公立20,000円、私立40,000円では必要な学資を賄えない場合に、その事情等を記載した書類（高等学校奨学金加算申請理由書）を提出することにより、基本月額に10,000円を加算することができます。

※ 貸付額の選択にあたり、専攻科又は別科の1年生は新入生扱いとはなりませんので、10,000円を加算を希望する場合は上記書類の提出が必要です。

<基本月額+加算額（最大貸付月額）>

国公立 基本月額20,000円+加算額10,000円=30,000円（最大貸付年額360,000円）
 私立 基本月額40,000円+加算額10,000円=50,000円（最大貸付年額600,000円）

<加算額の申込みについて>

加算額は、次のいずれかの区分で、学校長が推薦したときに申込みをすることができます。

ア 成績による区分

前年度の全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上である場合

イ 学習活動・特別活動等による区分

前年度に部活動、委員会活動などの学校における活動への取組みが良好であった場合

ウ 出席状況による区分

前年度の出席状況が良好であった場合（年間の欠席日数が7日以内）

エ 国家資格等の取得目標による区分

在学期間中に13～15ページの別表1に掲げる国家資格等の取得にチャレンジする場合（目標設定による申込み）

(4) 貸付月額及び加算額の選択

高等学校奨学金奨学生願書提出時に**貸付月額**を選択し、**1年生（新入生）以外で加算を希望する場合はその旨を選択**します。

※ 選択されていないと貸付けが遅れることがあります。

※ 年度の途中で貸付月額を変更することはできません。

(5) 貸付期間

ア 予約採用・定期採用

令和8年4月から令和9年3月までの1年間

イ 随時採用（①・②のいずれかを選択）

① 令和8年4月から（※）令和9年3月まで

（※）令和8年5月以降に転入学した場合は転入学した月から
年度の途中で応募要件を満たした場合は要件を満たした月から

② 高等学校奨学金奨学生願書を提出した月から令和9年3月まで

(6) 貸付方法・時期

ア 奨学金は、奨学生が指定した銀行口座に振り込みます。

※ 原則として奨学生本人名義の口座。やむを得ない場合は保護者名義の口座を指定することもできます。

イ 貸付時期は、採用区分により次の表のとおりとなります。

採用区分	貸付月分	4月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
予約採用		5月26日(火)	10月26日(月)	1月26日(火)
定期採用		7月24日(金)	10月26日(月)	1月26日(火)
随時採用		1回目は貸付決定後随時、2回目以降は定期採用と同じ。		

ウ **高校入学直前に短期臨時奨学金の貸付けを受けた奨学生は、短期臨時奨学金(120,000円)の返還金と相殺した金額となります。**

※ 銀行口座への入金は、振込予定日の午後となる場合があります。

(7) 利息及び返還期間

高等学校奨学金は無利息です。返還の詳細は、8ページの「8 返還（高等学校等卒業後）」をご覧ください。

3 応募要件

(1) 奨学金の区分（申込時点の状況で決まりますので、選択はできません。）

ア 共通要件

- ① 学校長が推薦する生徒であること。
- ② 学資の援助を必要としている生徒であること。

イ 第一種奨学金

次の①②のほか、9ページの「9 返還免除」の要件を満たした場合に卒業時の免除を受けられる場合があります。

- ① 奨学生本人が県内に住所を有していること。
- ② 奨学生が県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する生徒であること。

ウ 第二種奨学金（卒業時の免除はありません。）

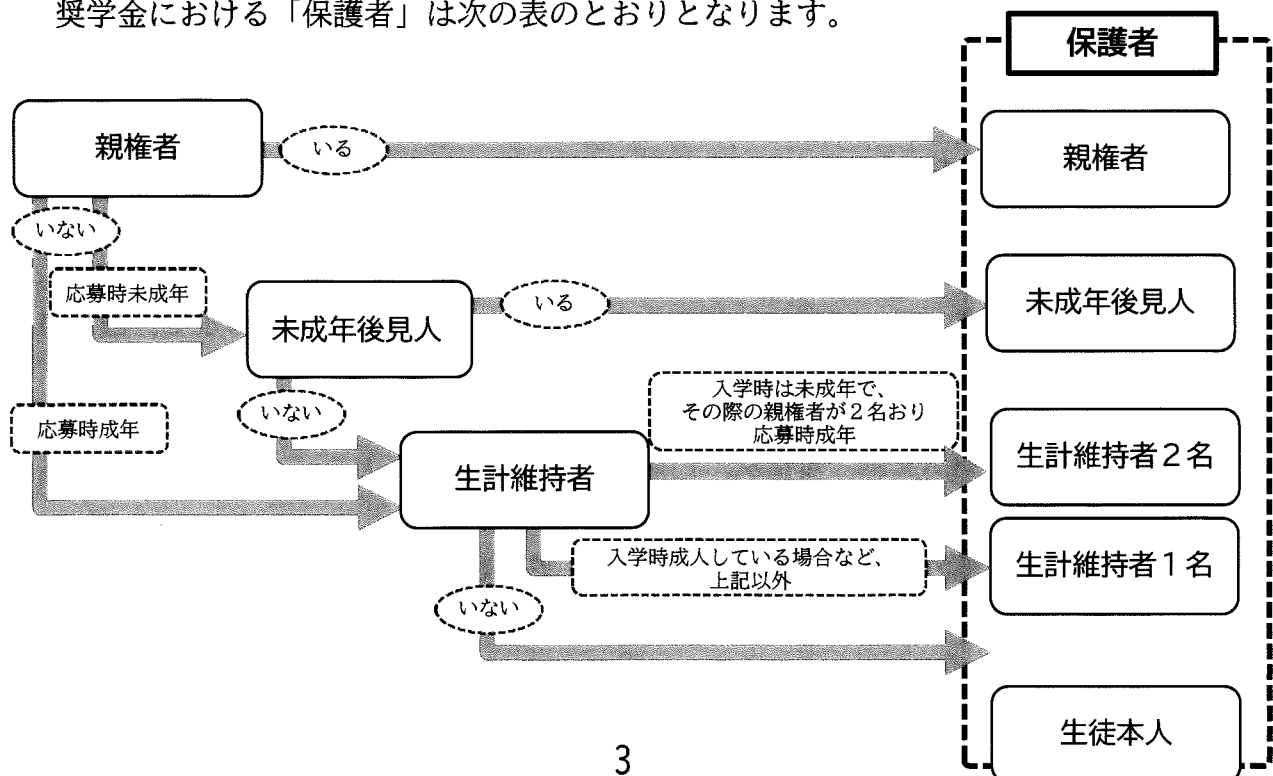
- ① 保護者が県内に住所を有していること。
※ 奨学生本人は県外在住でもかまいません。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する生徒であること。
※ 県外の高等学校等でもかまいません。

※ 応募にあたり、18歳未満の方は本人の申込意思と保護者の同意が必要です。

18歳以上の方は、本人の申込意思のみで応募が可能ですが、応募にあたっては、生計維持者の方とよく相談してください。

<保護者確認表>

奨学金における「保護者」は次の表のとおりとなります。



(2) 年収要件について

令和6年度までは応募要件として年収要件を設けていましたが、令和7年度から年収要件を撤廃しました。これにより、これまで学資の援助を必要としながらも年収要件により貸付けを受けられなかった方も貸付けを受けることが可能です。

(3) その他

ア 高等学校等を卒業又は修了した方は応募することができません。

ただし、高等学校等を卒業又は修了した後、引き続き専攻科又は別科に進学した方は除きます。

イ 原級留置となった学年に在籍する方又はそれに準ずる方は応募することができません。ただし、特別の事情があると認められる方は除きます。

ウ 貸付けを受けることのできる年数は最大で、全日制は3年間、定時制及び通信制は4年間までとなります。

※ 年度ごとに申込み・審査を受ける必要があります。

4 応募の方法

(1) 提出先 **在学している高等学校等**

(2) 受付期間

ア **予約採用 令和8年4月7日(火)まで**

※ 中学校在学中(令和7年度)に予約採用奨学生として採用された方が対象

イ **定期採用 令和8年度当初の各学校の指定する日まで** **校内締切 4月17日**

ウ **随時採用 令和9年1月末まで随時受付**(次のような場合に応募できます。)

- 年度の途中で学資が必要となったとき。
- 転居等により年度の途中で応募要件を満たすこととなったとき。

(3) 応募書類

ア **予約採用**(奨学生にあらかじめ様式を送付しています。)

① **高等学校奨学金奨学生願書(予約採用)**

② **奨学金振込口座申出書**

令和8年3月に短期臨時奨学金の貸付けを受けた奨学生であって、振込口座を変更しない場合は提出不要。(次の③も同様です。)

③ **②で指定した振込口座の通帳のコピー**

金融機関の名称、支店名、口座番号及び口座名義人の「カナ」がわかる部分のコピーを提出してください。

(④ **世帯全員の住民票**(5ページの「(4) 証明書類 ア 住民票」参照))

予約採用申込書提出以降に転居した場合のみ提出してください。

イ 定期採用・随時採用

- ① 高等学校奨学金奨学生願書
- ② 世帯全員の住民票（5ページの「(4) 証明書類 ア 住民票」参照）
- ③ 所得に関する証明書類（5ページの「(4) 証明書類 イ 所得に関する証明書類」参照）
- ④ 奨学金振込口座申出書（原則として、奨学生本人の口座）
- ⑤ ④で指定した振込口座の通帳のコピー
金融機関の名称、支店名、口座番号及び口座名義人の「カナ」がわかる部分のコピーを提出してください。
- (⑥ 高等学校奨学金加算申請理由書)
1年生（新入生）以外であって、貸付月額に10,000円の加算を希望する場合は提出が必要です。
- (⑦ 家計急変書類)
家計が急変し、収入減少後の状況で所得審査を希望する場合は提出が必要です。（6ページの「(4) ウ 家計急変書類」参照）

(4) 証明書類

ア 住民票（コピー可・発行から6か月以内のもの）

- 続柄（世帯主、子など）の記載がある世帯全員の住民票
- 本籍・国籍、住民票コード及びマイナンバーの記載は不要
- 自宅外通学の場合は、応募者及び保護者それぞれの世帯全員の住民票

イ 所得に関する証明書類（定期採用・随時採用）

- 保護者全員の所得に関する証明書類のうち、次の①～④のいずれか
※令和7年度より所得制限は撤廃されましたが、卒業時免除（詳細は9ページ）の可否の判断等のために、ご提出をお願いします。

生活保護を受給していない場合 (コピー可)	<p>①令和7年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書 <会社員、公務員等の場合、昨年6月頃に勤務先から配布されています。></p> <p>②令和7年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書 <自営業者等の場合、昨年6月頃に市町村から送付されています。></p> <p>③令和7年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書 <市区町村の窓口等で発行できます。></p> <p>※ <u>随時採用の場合は、申込時点での最新年度のもの</u></p> <p>※ 市町村民税所得割額と県民税所得割額の記載があるもの</p> <p>※ 証明書類は、課税の有無、徴収の方法によって異なります。</p>
生活保護を受給している場合 (コピー不可)	<p>④生活保護受給証明書 (10ページの「10 その他 (2) 生活保護を受けている方の申込みについて」をご覧ください。)</p>

※ 保護者が別居している場合であっても、原則、保護者全員分の所得に関する証明書類をご提出いただきます。

なお、税法上配偶者の扶養となっている方の所得に関する証明書類は、提出を省略することができます。（扶養している方の所得に関する証明書類の記載で、扶養されていることが確認できる場合に限りです。例：課税証明書等の「配偶者控除」の欄に控除額の記載がある場合）

ただし、「配偶者特別控除」を受けている場合は提出を省略することができません。

(ウ 家計急変書類※)

※家計が急変し、収入減少後の状況で所得審査を希望する場合のみ提出

申出書（様式任意）に加え、家計急変の証明書類として、以下のいずれかの書類をご提出ください。

- ① 保護者の収入がない（解雇、退職又は事業の廃業等で職に就いていない）場合
⇒ 離職票、解雇通告書、廃業届等のコピー又は退職証明書等の原本
- ② 保護者の収入が著しく減少した（給与収入や事業収入の減少）場合
⇒ 給与明細等のコピー（3か月分以上。賞与等がある場合はその明細も含む）
個人事業者の場合は収入と経費が分かる書類（3か月分以上）

5 奨学生の決定及びその後の手続き

(1) 貸付決定

提出された書類に基づき、審査の上、採用又は不採用決定を行います。

(2) 借用証書等の配付

奨学生として採用決定された場合は、「貸付決定通知書」とともに、「（表面）借用証書・誓約書（裏面）返還明細書」（以下「借用証書等」といいます。）を、学校を通じてお渡しします。

(3) 借用証書等の提出

ア 提出書類

- ① 奨学生と連帯保証人2名が連署(各自が自筆で署名)した借用証書等
- ② 連帯保証人2名の印鑑登録証明書

イ 提出期限

貸付決定通知書に記載された期日

（令和8年度の定期採用の場合、令和8年7月上旬頃を予定しています。）

ウ 提出先

在学している高等学校等

エ 注意事項

- ・ 借用証書等の提出が期日より遅れた場合は、奨学金の貸付けが遅くなります。
- ・ 借用証書等の提出がない場合、奨学金の貸付けを辞退したとみなします。

<奨学金貸付の流れ>

① 学校へ応募書類を提出（年度ごと）

- 提出期限：学校が定めた期日（学校ごとに異なります。）
- 採用手続後、学校を通じて「高等学校奨学金貸付決定通知書」と「借用証書等」をお渡しします。

② 学校へ「借用証書等」「印鑑登録証明書」（2名分）を提出

- 提出期限：貸付決定通知書に記載された期日

③ 奨学金の振込

- 2ページの「2 奨学金の内容 (6) 貸付方法・時期」記載の時期に、奨学金振込口座申出書に記入した金融機関の口座へ振り込みます。

6 連帯保証人

- 連帯保証人として、独立の生計を営む（他の方の税や社会保険の被扶養者となっていない）**成年の方を原則2名立てる必要があります。**
- 奨学金の貸付けを受けようとする方が未成年の場合は、**1人目は、保護者として**ください。
- **2人目は、一定の収入があり、他の方の税や社会保険の被扶養者となっていない方として**ください。
- 上記の条件を満たす場合は、共働きの父母又は年金生活の祖父母も、連帯保証人となることができます。
- 連帯保証人の2人目を立てることができない方で、他の支援制度を利用しても学資を賄うことが困難な場合は、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ（電話045-210-8251）にご相談ください。

<連帯保証人についての注意事項>

- ※ **連帯保証人は、主債務者（奨学生）と同等の返還義務を負うもので、奨学生の返還が滞った場合に、奨学生に代わり返還をお願いすることになりますので（民法第454条）、その旨を十分に説明した上で了解を得てください。**
- ※ 貸付を受けている又は連帯保証している神奈川県奨学金が滞納となっている方は、連帯保証人となることはできません。年度途中で滞納が発生した場合、奨学金の貸付を停止することがあります。
- ※ 連帯保証人に対して神奈川県教育委員会から連絡することがありますので、あらかじめ御承知おきください。
- ※ 連帯保証人は、行為能力者であること、弁済をする資力を有すること及び日本国内に居住する方であることが必要です。

7 貸付廃止・休止

奨学生が奨学生であることを辞退するとき又は退学（転学を含みます。）若しくは停学になったとき等は、奨学金の貸付けを廃止します。

また、奨学生が休学したときは、奨学金の貸付けを休止します。

次の場合は、必ず学校担当者へ届け出てください。

- 貸付けを辞退する場合
- 退学、転学、休学又は復学する場合

<注意事項>

- ・ 奨学金は複数月分をまとめて振り込みますが、退学等の場合は奨学金の貸付けが廃止されるため、過払いが生じることがあります。
- ・ この場合、過払い分について速やかに返還していただくことになります。
- ・ 退学等の届出が遅くなった場合、過払い分が多額になる場合がありますので、注意してください。

8 返還（高等学校等卒業後）

高等学校等卒業前に詳しく説明した「奨学金返還の手引」をお配りします。

(1) 利息

奨学金の貸付けは無利息です。

（延滞した場合は、延滞利息を徴収する場合があります。）

(2) 返還

奨学生は、高等学校等を卒業後6か月の据置期間を経過した後、貸付期間の4倍以内の期間で、月払い（毎月）、半年分のまとめ払い（毎年7月と12月）又は1年分のまとめ払い（毎年12月）のいずれかの方法で返還します。

貸付けを受けた奨学金の全部又は一部をまとめて返還することも可能です。

「返還の具体的なイメージ」（11～12ページ）を必ずお読みください。

(3) 返還猶予

奨学金の返還を猶予（支払開始時期を先延ばし）する制度があります。

ア 奨学生が大学、専門学校等へ進学した場合

イ 10ページの「9(2)卒業後の免除」に掲げる免除職として勤務している場合

ウ 経済的な事由により返還が困難な場合 等

返還猶予を希望する場合は申請等の手続が必要です。

9 返還免除

(1) 卒業時の免除 対象となる可能性のある方は貸付決定時に決まります

- 卒業時の免除は、下表の<貸付時要件>と<卒業時要件>の両方を満たした限られた方のみが該当となりますので、返還することを前提に、必要な奨学金の金額を選択してください。
- 貸付時にア・イに掲げる要件を共に満たした方で、かつ卒業時にウ・エに掲げる要件を共に満たした場合には、貸付額の全部又は一部について返還が免除になります。

<貸付時要件>

ア 第一種奨学金の区分で貸付けを受けた方 （3ページの3(1)イ参照）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 奨学生本人が県内に住所を有していること かつ ○ 奨学生が県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部に在学する生徒であること 	
イ 特に学資の援助を必要とする者として貸付けを受けた方	
<ul style="list-style-type: none"> ④ 生活保護を受給している世帯又は保護者の令和7年度（※）の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が0円（非課税）である世帯 又は ⑤ 保護者の令和7年度（※）の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が105,500円未満である世帯（④を除く） 	<p>（※）随時採用の場合は申込時点での最新年度</p>

<卒業時要件>

ウ 正規の修業年限以内で卒業した方			
エ 基本額の免除は、①②に掲げる免除条件のいずれかを満たした方			
加算額の免除は、③④⑤に掲げる免除条件のいずれかを満たした方			
※ 貸付時（1年ごと）の所得区分により、免除対象であるか否か、又は免除額（全額・半額）が異なる場合があります。			
	免除条件	免除額	
		イの④に該当 イの⑤に該当	
基本額の免除	①成績による免除 在学期間を通じた全体の評定平均値が5段階評価で4.6以上であること	基本額 全額 免除	基本額 半額 免除
	②功績による免除 学校で行う部活動等において、地方大会を経て全国大会へ出場又は出品したとき（選手登録されている又は出品者として表彰されている場合） ※ 該当する功績があった年度のみが対象		
加算額の免除	③「成績による区分」で申込の場合 在学期間を通じた全体の評定平均値が5段階評価で4.6以上であること	加算額 全額 免除	加算額 半額 免除
	④「学習活動・特別活動等による区分」で申込の場合 学校で行う部活動等において、地方大会を経て全国大会へ出場又は出品したとき（選手登録されている又は出品者として表彰されている場合） ※ 該当する功績があった年度のみが対象		
	⑤「国家資格等の取得目標による区分」で申込の場合 16ページの別表2の「取得したときに返還免除となる国家資格等」を高等学校等在学期間中に取得したとき ※ 国家資格等を取得した年度のみが対象		
※ 加算額の申込みについては、2ページを参照			
※ 申込んだ加算区分と異なる区分の免除条件を満たしても加算額の免除はありません。			
※ 「出席状況による区分」で申込の場合は加算額の免除はありません。			

(2) 卒業後の免除（職による免除）

神奈川県内の施設において介護福祉士、看護師、保健師又は助産師として貸付期間に相当する期間良好な成績で勤務した場合（基本額のみ半額免除）

※「(1) 卒業時の免除」を受けた場合は、重ねて職による免除にはなりません。

(3) その他の免除（返還期日が到来していない金額について全額免除）

奨学金の貸付けを受けた方が死亡した場合又は心身の故障その他特別の理由により奨学金の返還が困難になり、生涯回復の見込みがなく、返還する能力を失ったと認められる場合

※ 貸付時点で既に発生している心身の故障を要因とする場合は、返還免除の対象外です。また、既に返還期日が到来している金額は免除対象外です。

卒業時の免除を除き、免除を希望する場合は奨学生からの申請等の手続きが必要です。
(卒業時の免除は学校が手続を行うため、奨学生本人の手続は不要)

10 その他

(1) 学年について

ア 通信制課程

通信制課程に在学する応募者については、修得単位数に応じ次表のと通りの学年とします。

通信制課程修得単位数	20未満	20～39	40～59	60以上
願書に記載する学年	1年	2年	3年	4年

イ 単位制の学校

単位制の学校に在学する応募者については、その入学した年度を1年とし、以降は入学年度からの経過年数を学年とします。

(2) 生活保護を受けている方の申込みについて

高校生に対しては学用品費や教材費、通学のための交通費等の費用が「高等学校就学費」として支給されています。

奨学金の貸付けを受けると、この「高等学校就学費」で賄いきれない就学のために必要な費用を除いては、収入として認定されることがありますので、**事前に市福祉事務所又は県保健福祉事務所の担当者と相談の上**で申し込んでください。

(3) 他の奨学金との併給について

神奈川県高等学校奨学金は他の奨学金との併給について制限をしていませんので、それぞれの奨学金を扱っているところに併給の可否を確認してください。

(4) 奨学金の内容の確認方法

奨学金の内容については県のホームページでご案内しています。

<県のホームページ><https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

神奈川県 奨学金 |

検索